

## 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループ（第3回）-議事要旨

日時：平成25年11月7日（木曜日）16時30分～17時00分

場所：経済産業省別館11階1111共用会議室

### 出席者

### 委員

山内座長、木村委員、小山委員、新川委員、細田委員、松村委員、圓尾委員

### 経済産業省（資源エネルギー庁）

片岡電力市場整備課長、岸電力基盤整備課長 他

### 議題

- 事務局説明
- 自由討議（含む質疑応答）
- 主な意見

### 議事概要

#### （1）事務局説明

片岡電力市場整備課長より資料3に基づき説明。

#### （2）自由討議（含む質疑応答）

委員からは下記のとおり様々な意見が出された。事務局においては委員の意見等を踏まえて、上限価格を公表するか否かを選択できるなどの省令及びガイドラインの改正を行うこととなった。次回日程については、審議案件が出次第、開催することとなった。

#### （3）主な意見

- 今後、入札案件がでてきた場合であり、今回は上限価格を公表しないこととした場合、それも含めてWGで審査し、その選択が妥当かを確認するのか。  
→本WGは、この論点だけではなく、実際に競争が働くようなものになっているかを確認する場なので、これ以外も含めて見ていただくことになる。（事務局）
- 入札実施会社が自社応札しない場合には、同社が上限価格を公表するか否かを選択できるとすることに全く異議はない。自社応札をする場合には、「公表を要しない」と書かれているが、自社応札する場合には、公表しないのが原則という整理でよいのか確認したい。  
→実体論としては、自社応札する以上、自ら手の内を示すことは想定されないので、「公表を要しない」としている。（事務局）
- 事務局の提案で問題はないと思っている。「情報遮断の実効性・適切性」を厳格に審査するとなっているが、本WGでどのように審査するのか。  
→例えば、官公庁の入札では、入札の担当者が作成したものは、封をして開札するまでは、極論すれば、上司も知らないことになっている。具体的にどうやっていくかは、今後、我々も勉強するし、入札実施会社からも提案があると思うので、それを見ていただきたいと思っている。（事務局）
- 官公庁と違うと思うのは、上限価格をいくらに設定するかは、かなり大きな経営判断なので、社長が知らないという訳にはいかないと思う。上席にあたるものは当然に知っているという前提で、我々でよくやるのは、メールを社内の送ろうとしても送れない、物理的に電話もかけられない、という制約をかけるのはある。ただ、携帯電話で話をされてしまうと防ぎようがないという部分はある。今、これという

ものはないが、証券界の中でインサイダー情報が漏洩しないように部門間でウォールをたてており、参考にできる部分があるかなと思って  
いる。上限価格を公表するか否かの選択制は、全面的に賛成である。

- 法律事務所も、ファイアウォールをひいて行う案件があるが、基本的に注意しているのは、電子文書の配付先の制限をかけること、紙媒体の管理方法で関係者以外は見ることができないという措置を採っている。入札実施会社が他の会社と共同で入札するようなケースで、他よりも有利な立場になっていないかという懸念が解消されるような措置が採られているかを、個別案件毎に見ていくことになると思う。したがって、上限価格を公表するか否かを入札実施会社に任せるとしても、それによって生まれる懸念点については他の面で手当てできるので、結論としては、そういった方向でガイドラインを変えることでよいと思う。
- これまでの意見を伺っていて、情報遮断に関わるルールや制度を審査することになると思う。これが、本当に実践されているかは外部の者からは分からないので、「実効性・適切性」というのは制度やルールがきちんとできているかを厳正に審査するという理解でよいか。  
→そういう方向だと思う。情報通信でも情報遮断をしているが、その場合は行為規制をかける形でのルールをきちんと作っている。それに対して違反があった場合には、それが内部告発だったり、外部告発だったりするが、まずは、ルールを作ることだと思う。(山内座長)
- 上限価格を公表するか否かの選択制は賛成である。情報遮断の実効性・適切性の厳格な審査については、体制を審査することはできると思うが、運用の確認はWGでは難しいと思う。ただ、審査する内容は、今回もそうだったが、他社との提携の内容や取引条件についても実際に審査したので、情報遮断の他に提携内容について、落札することによるインセンティブがどの程度あるかも十分に勘案して審査すれば、非開示することのデメリットは解消できるのではないかと思う。
- 上限価格を公表しない余地を残すということは、漏洩のリスクを背負うことになる。その背負う一方で、多くの参加者に参加して欲しいということだと思う。その場合、参加する者にとっては、上限価格がどのくらいに収まるか非常に利害関係があるわけで、そのときに、発注者として、かなり、参加が見込まれるのか、見込まれないのか、どちらの方がより適正というか水準に収まるのか、ある意味で情勢判断だと思う。それによって、公表した方がよいという判断も、公表しない方がよいという判断もあり得ると思う。どちらかにするという形ではなく、選択させるということで、柔軟性があるという意味でもよいやり方ではないかと思う。

## 関連リンク

[電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループの開催状況](#)

## お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室  
電話：03-3501-1748  
FAX：03-3580-8485